

# 議会運営委員会

平成25年3月25日午前9時から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎中西 和夫	○木澤 正男	中川 靖広
小野 隆雄	飯高 昭二	辻 善次
嶋田 議長		

## 2. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

## 3. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤澤委員、中川委員

委員長

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員に、木澤委員、中川委員を指名いたしますので、両委員には、よろしく願いをいたします。

本日、議会運営委員会を開催させていただきましたのは、21日の会議において、議案の取扱いについて審議をいただきましたが、議案第12号の修正案の取扱いの中で、討論の順序に不適切な部分がありましたので、あらためて説明をさせていただき、委員皆様のご理解を賜りまして再確認をさせていただきたいと思っております。

また、議会運営委員会で不採択となりました陳情第1号につきまして、意見書を議員提案されるとお聞きしておりましたが、これにつきましては、発議されないことになりましたので、この取扱いにつきましても確認をしておきたいと思っております。

それでは、事務局から説明願います。 議会事務局長。

議会事務局長

それでは、議案第12号とその修正案の取扱いについて、また、陳情第1号の取扱いにつきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元に、その取扱いの手順をとりまとめさせていただきましたものをお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、議案第12号ですが、先日の議会運営委員会では、討論の順序を修正案に賛成、次に原案に賛成というふうにさせていただいたところですが、これは順序が逆でございまして、そこに書いてございますように、まず、原案に賛成、次に修正案に賛成という順に訂正をさせていただきたいと思っております。お詫び申し上げます、訂正方よろしく願いを申し上げます。

この順序になります理由でございしますが、会議規則第52条に討論の方法が規定されておりました、討論については、議長は、最初に反対者

を発言させ、次に賛成者と反対者を交互に指名して発言させなければならないと規定されております。

この議案第12号に関しては、修正案が提出され、修正案の提案説明がございますことから、同じ意見が続かないようにするため、討論の最初は、修正案に反対の意見、つまり原案に賛成の意見を討論の最初に発言させなければならないということで、このような順序になってまいります。なお、議案第12号と修正案は、一括議題となりますが、討論の方法、原案と修正案の討論を併せて行うのか、それぞれを別個に行うのかという点について、少し説明不足の点がございましたので、あらためてご説明をさせていただき、ご理解を賜りたいと思います。

このことにつきましては、会議規則等で定めたものがございませんで、一般的には、衆議院や参議院の国会先例に倣って行われております。国会先例では、修正案の討論は、原案に対する討論と併せて行うことが通例である、とされておりますことから、この議案と修正案の討論について、原案賛成すなわち修正案に反対、また、修正案に賛成すなわち原案に反対というふうに、原案と修正案の討論を併せさせていただいたものでございます。もちろん、修正案と原案を別々に討論を行うことも差し支えないといわれておりまして、実際に別々に討論をされている議会もございますが、それぞれの意見が重複するということもあり、実態を考えますと、別々に行うよりも併せて行うほうが合理的であるというふうなことから、併せて行うことが通例となっているものでございます。

以上のような理由から、今回の件につきまして、原案と修正案を併せて討論を行うこととしたものでございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、陳情第1号の取扱いにつきまして、ご確認をお願いしたいと思います。陳情第1号につきましては、委員長報告は不採択となりますので、討論の順序は、委員長報告どおり不採択とすることに反対の方、すなわち陳情を採択の方の討論が先にきまして、次に、委員長報告どおり不採択とすることに賛成の方、すなわち陳情不採択の方の討論を行うこととなります。また、採決ですが、採決は原案に対して行いますので、陳情第1号を採択することに賛成の議員の起立をいただくこととなりま

すので、よろしくお願いをいたします。

以上が本日の議案第12号と陳情第1号の取扱いとなりますので、よろしくお願いを申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。  
ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、お手元の資料のとおり進めさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。議長には、よろしくお願いをいたします。  
次に、2. その他についてを議題といたします。  
委員皆さんのほうで何かございましたらお受けいたします。

( な し )

委員長 ないようですので、その他についても以上で終わります。  
委員長報告につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います  
ますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
それでは、これをもって議会運営委員会を閉会とさせていただきます。  
ご苦労さまでした。

( 午前 9時5分閉会 )